

**農地環境整備事業(拡充)**  
～ 緊急耕作放棄地特別対策型の創設～

【1, 245(1, 193)百万円】

**対策のポイント**

耕作放棄地は、中山間地域の耕地面積が小さな集落に特に多く発生しています。このような集落においても、耕作放棄地を可能な限り取り込んで機動的に事業が実施できるよう、新たに“緊急耕作放棄地特別対策型”を創設し、耕作放棄地の早期解消を支援します。

- ・ 国際的に食料事情が不安定化する中、国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地を確保するとともに耕作放棄地を解消することが必要不可欠です。このため農林水産省では、耕作放棄地を緊急的に平成19年度からの5年間で農業上重要な地域を中心に解消することとしています。
- ・ 耕作放棄地の発生率は、中山間地域の耕地面積が小さい集落において高くなっています。このため、上記方針等を踏まえ平成21年度からの3年間に限り、農地環境整備事業では事業の実施が不可能であった中山間地域の耕地面積が小さい集落においても耕作放棄地を最大限取込むことで事業の実施を可能とし、重点的に耕作放棄地対策を促進する“緊急耕作放棄地特別対策型”を導入します。

**政策目標**

平成23年を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消

**<拡充内容>**

早期の耕作放棄地解消を促進する観点から以下の要件で実施可能な緊急耕作放棄地特別対策型を導入する。

**[採択要件]**

- ① 生産区域と保全管理区域を合わせた事業実施区域がおおむね10ha以上。(現行では生産区域面積がおおむね10ha以上。)
- ② 事業実施区域の農地面積に対して、本事業の受益面積となる生産区域の農地面積の割合をおおむね5割程度確保。
- ③ 事業実施区域に占める事業実施前の耕作放棄地面積の割合が6%以上。
- ④ 市町村等が平成20年度に実施する耕作放棄地全体調査に基づく耕作放棄地解消計画で、「農地」と区分された耕作放棄地が存在し、農村振興局長が定める要件を満たす地域。

**<事業実施主体等>**

1. 事業実施主体 都道府県、市町村
2. 補助率 55% (離島60%、奄美70%、沖縄75%)
3. 事業実施期間 平成21年度～平成23年度(事業採択期間)

【担当】農村振興局中山間地域振興課

館・平山 (03) 3502-8359 (直)